環境県民局 資　　　料	Ｎｏ．７

令和８年８月19日
課　名　環境県民局県民活動課
担当者　課長　佐伯
内　線　2739

令和８年「秋の全国交通安全運動」等の実施について

１　要旨・目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣にするとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

２　現状・背景

交通安全運動は、広島県年間交通安全推進施策実施要綱に基づき年４回実施しており、運動期間初日（土日祝日の場合は直前の開庁日）に開始式及び街頭キャンペーンを開催している。

また、秋の全国交通安全運動の一環として、例年９月に広島県交通安全県民大会を開催している。

３　概要

(1)　実施主体

広島県交通対策協議会（31機関・団体）

(2)　実施期間

令和８年９月21日（月）から９月30日（水）までの10日間

(3)　運動重点

次の３点を運動重点とし、県内全域において、キャンペーンや広報啓発を行う。

①　歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
②　夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
③　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(4)　場所

県内全域

(5)　実施内容

ア　開始式及び交通安全活動出発式

- 日時　令和８年９月18日（金）　午後４時00分～午後４時20分（予定）
- 場所　県庁本館１階ロビー

イ　街頭キャンペーン

- 日時　令和８年９月18日（金）　午後４時20分～午後４時40分（予定）
- 場所　そごう広島店前及び県庁前歩道付近（※雨天中止）

(6)　関連行事

広島県交通安全県民大会（主催：広島県、広島県警察、広島県教育委員会等）

- 日時　令和８年９月10日（木）　午後１時30分～午後４時00分
- 場所　JMSアステールプラザ中ホール
- 内容　表彰式、作文発表、大会宣言、Mebius（メビウス）による公演、県警音楽隊による演奏等

４　その他（関連情報等）

県ホームページ「広島県交通安全お助けサイト＞令和８年各季の交通安全運動」
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/koutuuanzen080101.html

秋の夕暮れ
ライトと反射材で守る命

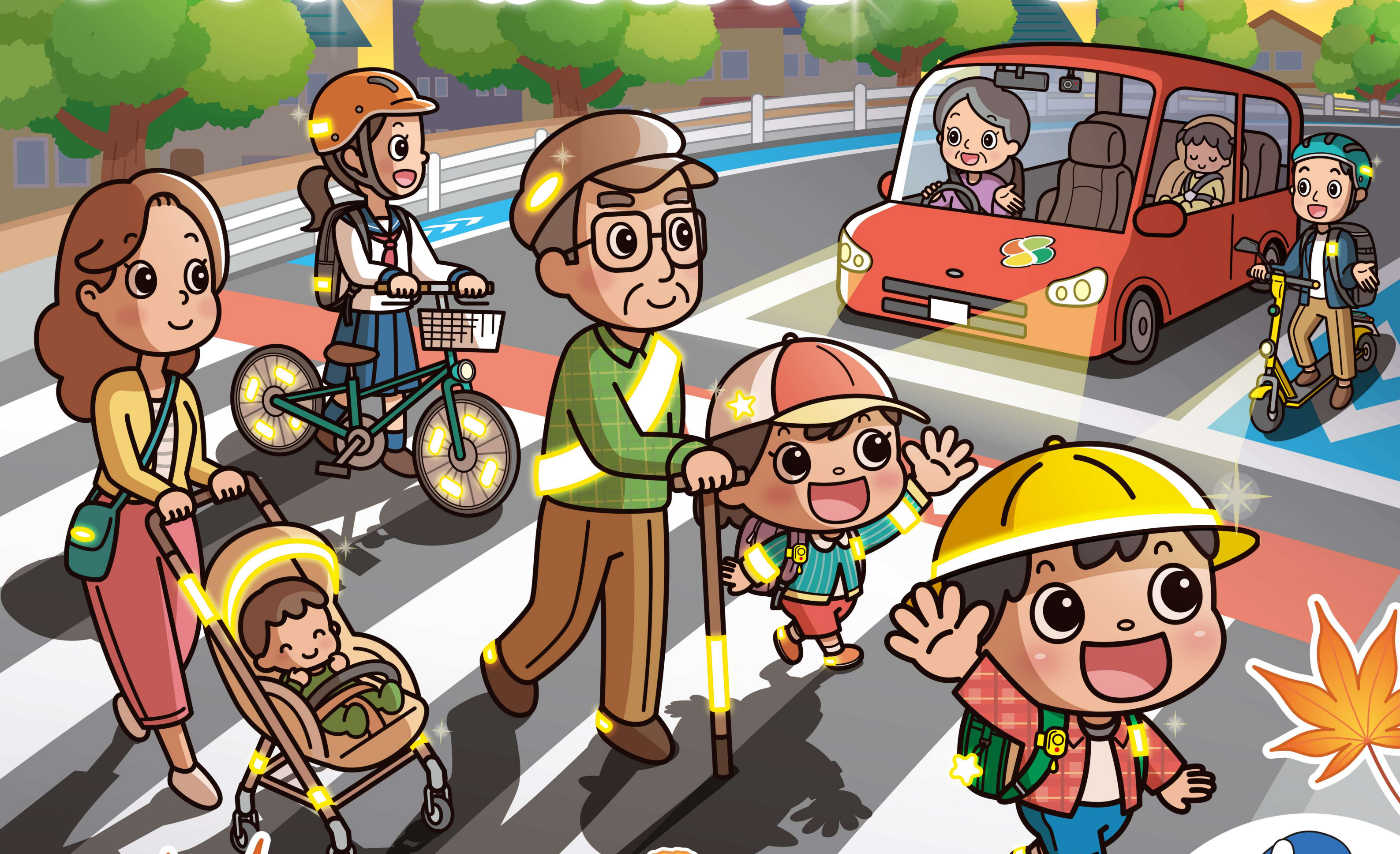

チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャピョン」

内閣府ホームページ

9月30日㈬は「交通事故死ゼロを目指す日」

秋の全国交通安全運動

令和8年9月21日㈪～9月30日㈬

歩行者

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

自動車

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

自転車

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

内閣府

9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

みんなで交通ルールを守って交通事故死をゼロにしよう！

歩行者　歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

生活道路は人が優先、歩行者もルールを遵守

- スマートフォンを操作しながらやイヤホンで音楽を聴きながらの歩行や横断は、注意力が散漫になり、車や周囲の危険に気付くのが大幅に遅れるので大変危険です。
- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、運転者に横断する意思を明確に伝えて安全を確認してから渡りましょう。
- 9月1日から生活道路の法定速度が30㎞/hに引き下げられます。

反射材用品等の着用で交通事故防止

- 反射材用品、ライトや明るい目立つ色の衣服は、夕暮れ時や夜間、雨の日だけでなく日中も視認性を高めます。周囲にあなたの存在を効果的にアピールできます。
- 自動車、自転車や他の歩行者からあなたの存在が認識しやすくなるので、たとえ近所への外出でも、意識して反射材用品やライトを使用しましょう。

自動車　夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

早めのライト点灯とハイビームの活用で安全性を向上

- 日没時間が早まるこれからの季節は歩行者横断中の事故が多く発生します。早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。
- ハイビームは、遠方の歩行者や自転車、落下物などを早期に発見することができます。交通量の多い市街地、対向車や先行車がいる場合を除き、ハイビームを活用しましょう。

飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 飲酒運転は、判断力、集中力、運動能力を著しく低下させる悪質危険な行為です。
- 「ながらスマホ」は、前方の安全確認がおろそかになる大変危険な行為です。
- 飲酒運転、「ながらスマホ」、あおり運転は周りの人も巻き込む重大な交通事故につながりやすい極めて危険な行為です。社会全体で根絶しましょう。

自転車　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール

- 自転車安全利用五則を始めとした交通ルールを正しく理解して、安全運転を心がけましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）は車両に分類されており、道路（車道）の左側の端に寄って通行することが原則です。
- 16歳以上の自転車の運転者についても一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されます。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
   歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と
   一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

ヘルメットは命を守る

- 自転車や特定小型原動機付自転車で走行中、万が一、交通事故に遭っても、ヘルメットを正しく着用していれば、頭部を保護し、被害を軽減することができます。
- ヘルメットを着用することで交通安全の意識も高まります。家族や友人にも「ヘルメットは命を守る」ものとして着用を呼びかけましょう。

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)
秋の全国交通安全運動

内閣府